

居宅介護支援契約書

(お客様)

様

(事業者) 社会福祉法人三愛会 居宅介護支援事業所 愛華の郷

事業者は、お客様に対し重要事項説明書を交付して説明を行い、お客様は居宅介護支援サービスの提供の開始と個人情報の使用について同意し、本契約を締結します。

(サービスの内容)

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、お客様が居宅において自立した日常生活が送れるよう、居宅介護サービス計画を作成するとともに、その計画に従った適切な居宅サービスが提供されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を提供します。

(契約期間)

第2条 この契約期間は、令和 年 月 日からお客様の要介護認定の有効期限の令和 年 月 日までとします。

2 この契約は、お客様から契約解除の申し出がない限り自動更新します。

(契約の終了)

第3条 お客様は、いつでもこの契約を解約できます。

2 事業者は、事業の継続が困難になる等やむを得ない事情がある場合、解約日の一ヶ月前までに通知し、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業所を紹介します。

3 事業者は、お客様又はそのご家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約の継続を困難にさせるほどの信頼関係を損なう行為を行った場合、その理由を通知し、直ちに契約を解除することができます。

4 次の場合、この契約は自動的に終了します。

- ① お客様が死亡された場合。
- ② 施設入所又は長期入院となった場合。
- ③ お客様の認定結果が、非該当又は要支援1・2となった場合。

(利用料金)

第4条 事業者が提供する居宅介護支援サービスの利用料金の規定は「重要事項説明書」に記載のとおりです。

(介護支援専門員)

第5条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を、お客様への居宅介護支援サービスの担当者として任命します。

(身分証の携行)

第6条 介護支援専門員は、常に身分証及び介護支援専門員登録証明書を携行し、初回訪問時及びお客様やご家族から提示を求められた時は、いつでも提示します。

(居宅サービス計画書作成の支援)

第7条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、お客様の居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① お客様の居宅を訪問し、お客様及びご家族等に面接をして必要な情報を収集し解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料金等の情報を適正にお客様及びご家族に提供し、複数の中からお客様が適切にサービスの選択を行うことができます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画書の原案を作成します。
- ④ 居宅介護サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料金等についてお客様及びご家族等に説明し、同意を得ます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画書に関する必要な支援を行います。

(経過観察・評価)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① お客様及びご家族等と毎月面談し、経過の把握を行います。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ お客様の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更申請の支援等、必要な対応を行います。

(施設入所への支援)

第9条 事業者は、お客様が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、お客様に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

(居宅サービス計画の変更)

第10条 お客様が居宅サービスの変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とお客様双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第11条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第12条 事業者は、お客様が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう支援します。

2 事業者は、お客様が希望される場合は、要介護認定等の申請を代行します。

(サービス提供の記録)

第13条 事業者は、指定居宅介護支援サービスの提供に関する記録を付けることとし、これをこの契約終了後2年間保管します。

2 お客様は、事業者の営業時間内にそのサービス事業所にて、お客様に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できるとともに、その複写物の交付を受けることができます。

3 この契約の規定により、お客様又は事業者が解除を通知し、かつ、お客様が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画書及びその実施状況に関する書面を作成し、お客様に交付します。

(守秘義務)

第14条 事業者及び介護支援専門員は、居宅介護支援サービスを提供するうえで知り得たお客様及びそのご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

(損害賠償)

第15条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由によりお客様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。

(業務継続に向けた取り組み)

第16条 事業者は、非常災害及び感染症が発生した場合でもサービスが継続的に提供できるように、具体的計画を策定するとともに研修や訓練等を行います。

(虐待防止)

第17条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、人権擁護・虐待防止担当者を配置し、委員会の設置、指針の整備や研修等を行うものとします。

本契約を証するため、本書を2通作成し、事業者・お客様（又はその代理人）は、記名捺印の上、各1通を保管するものとします。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 藤枝市大東町58番地
事業所名 社会福祉法人 三愛会
代表者 居宅介護支援事業所 愛華の郷
理事長 阿井 孝訓 印

(お客様)
私は、担当介護支援専門員 より重要事項説明書の説明を受け、
本契約を締結します。

(お客様) 住所 _____

氏名 _____ 印

(お客様家族・代理人)

住所 _____

氏名 _____ 印